



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた、こども文化センターの休館について

(令和 2 年 4 月 14 日更新)

こども文化センターをいつもご利用いただきありがとうございます。

政府より、大阪府全域を対象として、令和 2 年 5 月 6 日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。これを踏まえ、大阪府知事より府民の皆様には「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」が要請されました。

これを受け、令和2年4月14日(火)から令和2年5月6日(水)までの間、こども文化センターを休館いたします。なお、期間中の利用にかかる使用許可申請も受け付けることができませんので、ご利用の皆様にはなにとぞご理解のほどよろしく願いいたします。

5 月 7 日から 6 月 30 日までの間の施設の使用許可申請につきましても、集団感染発生が危惧されるため不要不急の集会・イベント等の開催については、自粛を強くお願いしております。自粛が難しい場合、以下の 5 点について主催者の皆様で対応が可能であるか、具体的な中身をお聞かせいただき、提出いただいた使用申込書を指定管理者でいったんお預かりします。聞き取りの内容とともに大阪市の所管部署(こども青少年局)に報告し、使用の可否について協議した結果、ご利用いただけない場合や、所管部署より自粛のお願いをさせていただく場合もございますので、可能な限り自粛いただきますようお願いいたします。

聞き取り内容は、以下の5点について主催者の皆様で対応が可能であるか、具体的な対応の中身をお聞かせいただきます。

- 開催中は常に室内の換気を行うこと
- 参加者間の距離を2m以上確保し、お互いの接触は避けさせること
- 演者等と聴衆・観客等との距離を5m以上離し、お互いの接触は行わないこと
- マスク着用の徹底及び消毒液を常備し、手に触れる箇所の消毒に努めること
- 後日、状態を確認できるようにするため、参加者の氏名、連絡先を取得すること

皆様にはたいへんご不便、ご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、すでに使用料をお支払い済みの場合は、所定のキャンセル手続きにより還付させていただきますので、お問い合わせください。